

青森県報

第二百七十八号

令和三年
三月三日
(水曜日)

目次

告示

- 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………
 青少年・男女共同参画課 …… 一
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………
 高齢福祉課 …… 一
- 保安林の指定……………
 林政課 …… 二
- 保安林の指定施業要件の変更……………
 同 …… 二
- 都市計画の変更……………
 都市計画課 …… 二
- 右 同……………
 同 …… 三
- 建設業者の許可の取消し……………
 西北地域民局 …… 三
- 出先機関……………
 同 …… 三
- 土地改良区の役員就任及び退任……………
 西北地域民局 …… 三
- 選挙管理委員会……………
 同 …… 三
- 青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程……………
 事務局 …… 四

告示

青森県告示第百三十七号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

令和三年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者（製作者）名	該当条項
一三〇五	書籍	霧島絵美さまの新人教育 ISBN九七八一四一七八五九一 六八一五一一	株式会社少年画報社	第十二条第一項第一号
一三〇六		特ダネTABOO! メコ喰い馬鹿一代（三〇〇号記念号） ISBN九七八一四一八九二二一 六〇七一九	株式会社インテルフィン	
一三〇七		恋愛白書バステル 雑誌一九六二五一一〇三 二〇二一年三月号	株式会社宙出版	
一三〇八		裏モノJAPAN 雑誌二〇二一年三月号 〇一八〇五一一〇三	株式会社鉄人	

青森県告示第百三十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和三年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名又は 主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サービス の種類	居宅サービス事業を 行う事業所 名称 所在地	廃止の 年月日	廃止 年月日

医療法人 白生会	五所川原市字旭 町二〇の六	訪問介 護	医療法人 白生会へ テルパシ ン旭	五所川原市字 旭町一八の四	令和 三・二・八	令和 三・三・三
社会福祉 法人おい らせ町社 会福祉協 議会	上北郡おい らせ町下 前田一五 八の一	〃	おいらせ 町社会福 祉協議会 ヘルパ ーシステ ィオン	上北郡おい らせ町下 前田一 五八の一	三・二・二〇	〃

青森県告示第百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和三年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字鬼袋町字大柳八八の一、一二一の一六、一二一の一八、一

二

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

西津軽郡鰺ヶ沢町大字鬼袋町字大柳八八の一・一二一の一六・一二一の一八・一二二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

青森県告示第百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和三年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字駒込字深沢一八の三、一八の四

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

青森県告示第百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、黒石都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項

において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。
なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び黒石市建設部都市建築課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第四百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、鱈ヶ沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び鱈ヶ沢町建設管財課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社三浦建設
- 二 代表者の氏名 三浦初男
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字鶴田字中泉二二六の一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一七七）第一五三四四号
- 五 取消年月日 令和三年二月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和三年二月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、淋代平土地改良区から、次のとおり役員が就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年三月三日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

役員別の 区別	氏 名	住 所	就任及び退任 の年月日
理事	高橋 和男	三沢市大津一丁目二の二七五	令和 三・三・一就任

